川 越 市

令和９年度に認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園の入園を希望されている保護者の方へ

市内に住所を置き、認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園を利用されるお子様については、事前に教育・保育給付認定（1号認定）及び施設等利用給付認定を受けることにより、保育料等が一定限度まで無償化となります。つきましては、下記に記載した内容をよくお読みになり、「教育・保育給付認定申請書」及び「子育てのための施設等利用給付認定申請書」をご記入後、各認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園で指定されている期限までに、必要書類を添えてご提出ください。

① 何が無償化になるの？

全園児が対象

保育料

教育・保育給付認定申請書（1号認定）の提出が必要です

POINT ① 参照

＋

保育の必要性がある世帯のみ対象

預かり保育料

490円×利用日数　分まで無償

3歳～5歳児：月額12,300円上限

満３歳児：月額17,700円上限

POINT ② 参照

＋

年収360万円未満相当世帯
または第３子以降の園児のみ対象

副食費

副食費の徴収有無は、市町村民税の課税状況をもとに判定いたします。

POINT ③ 参照

POINT① 認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園における保育料について

入園してから退園するまでの月毎の保育料が、無償化の対象となります。
バス代、制服代、行事の費用等（実費徴収および上乗せ徴収）は無償化の対象外です。

POINT② 認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園における預かり保育の利用料について

預かり保育の利用料の一部が無償化となるのは、保育の必要性がある世帯のみになります。
保育の必要性がある世帯の詳しい説明については、裏面をご覧ください。
裏面記載の事由に該当する場合、月毎に１日４９０円×利用日数分が無償化の対象となります。
（上限金額は、3～5歳児の場合は月１２，３００円、満３歳の場合は月１７，７００円です。）

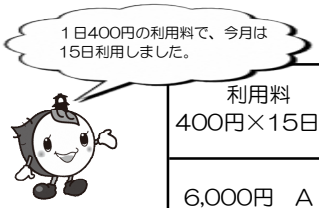

利用料 400円×15日	無償化上限 490円×15日	保護者の実質負担額 A−B
6,000円　A	7,350円　B	0円

利用料 600円×18日	無償化上限 490円×18日	保護者の実質負担額 A−B
10,800円　A	8,820円　B	1,980円

注 意

・令和９年４月１日現在で２歳の園児(＝満３歳児)は、**市町村民税非課税世帯のみ**預かり保育の無償化を受けることができます。
※令和９年４月から令和９年８月までは令和８年度の、令和９年９月から令和１０年３月までは令和９年度の課税状況で判定いたします。

！

幼稚園で実施する預かり保育が、**一定水準未満（教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満 または 年間開所日数が200日未満）の場合に限り**、認可外保育施設等の利用料も無償化対象となります。
※在籍している幼稚園等の預かり保育が、一定水準未満かどうかは、各園に確認してください。

POINT③ 副食費について

次のいずれかの要件に該当する世帯が副食費の徴収免除対象となります。
・小学校３年生以下の兄姉が２人以上いる場合
・年収が360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額が、世帯合計７７，１０１円未満）
・市民税が非課税の世帯とそれに準ずる世帯（生活保護世帯や里親等）

② 無償化になるために何をすればいいの？

認定こども園及び新制度移行幼稚園を利用されるご世帯は、

【教育・保育給付認定申請書（様式第1号　第4条関係）】をご提出ください　（1号認定）

下記に記載のある保育必要性に該当し、預かり保育の利用をご予定の世帯は、

【子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式１６号）】と、保育が必要な旨の証明書をご提出ください。（新２号・新３号）

※いずれの書類も、**各園の指定期限または保育課指定期限(毎月25日)まで**にご提出ください。

③ 入園後の保育料等は何もしなくても無償化になるの？

- 毎月の保育料及び副食費(対象者のみ)に関しては無償化となっているため、支払いはございません。
  ※教育・保育給付認定申請書（様式第1号　第4条関係）を提出し認定されている場合
- 子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第１６号）を提出し、認定された場合は、預かり保育の利用料の一部が無償化になります。

●保育の必要性

預かり保育が無償化の対象となるには、**園児の保護者のいずれも**が、次に示す事由に該当する必要があります。

事由		認定期間（＝ 無償化となる期間）
① 就労	児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常であること **（月間実働時間64時間以上※休憩除く）**	最長で、お子さんの就学前まで
	育児休業取得時に**既に就労の事由で保育を利用**している子どもがいて、継続利用が必要であること	新たに生まれたお子さんが１歳に達する月の末日 ※１歳の誕生日の月の入所申請を行い入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。
② 求職	求職活動をしていること（起業準備を含む）	**3か月** ※期限内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。
③ 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の月末まで
④ 就学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）	認定したその月の月末まで ※認定したその月の月末までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで
⑤ 疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで
⑥ 看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	
⑦ 災害等	震災・風水害・火災等の復旧をしていること	
⑧ 虐待やDVのおそれがあること		
⑨ 特例	市長が定める上記に類する状態にあること	

書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要です。
兄弟姉妹で入園する場合には、
年齢の低いお子さんに原本を、
他のお子さんには
コピーを添付してください。

上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。

必要書類（保育が必要な旨の証明書）	
① 就労	・就労（内定）証明書　（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※ 記載漏れ等、不備のある書類は受付できませんのでご注意ください ※ **自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類**（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付
② 求職	・就労誓約書　※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
③ 妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）
④ 就学	・在学証明書または合格通知書 ・授業のカリキュラム等（１週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑤ 疾病	・医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの）
⑤ 障害	・身体障害者手帳（３級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
⑥ 看護等	・医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑦ 災害復旧	・被災証明書等

必要書類（4/1現在の年齢が2歳のお子さん（＝満3歳児）で、市町村民非課税の世帯のみ必要）	
非課税証明書	父、母、及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 ただし、令和９年１月１日に川越市に住民登録があった方や、マイナンバーの確認書類が揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です（それ以外の方は、令和９年１月１日に住民登録のあった市町村で発行が必要です）。

【問い合わせ先】　川越市こども未来部保育課

〒350-8601　川越市元町１－３－１　　ＴＥＬ：049-224-5827／ＦＡＸ：049-223-8786

※本案内は、令和8年9月1日現在の情報をもとに作成しています。今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。